

富士河口湖町長 殿

船舶所有者 〒

住所

氏名



(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

船舶使用廃止届

特定水域における船舶の使用を廃止したので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第12条第1項（第12条第1項及び第13条の7第1項第2号）の規定により届け出ます。

廃止年月日			
廃止の理由			
船舶届出済証に記載された番号			
特定船舶確認済証の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 注 1 「特定船舶確認済証の交付の有無」の欄は、該当する□にレ印を付すこと。
2 「廃止の理由」には、特定水域において船舶を使用する意思がなくなった場合を含む。
3 A4紙（感熱紙不可）で提出すること。
4 特定船舶確認済証の交付を受けた船舶は、交付を受けた町村に提出すること。